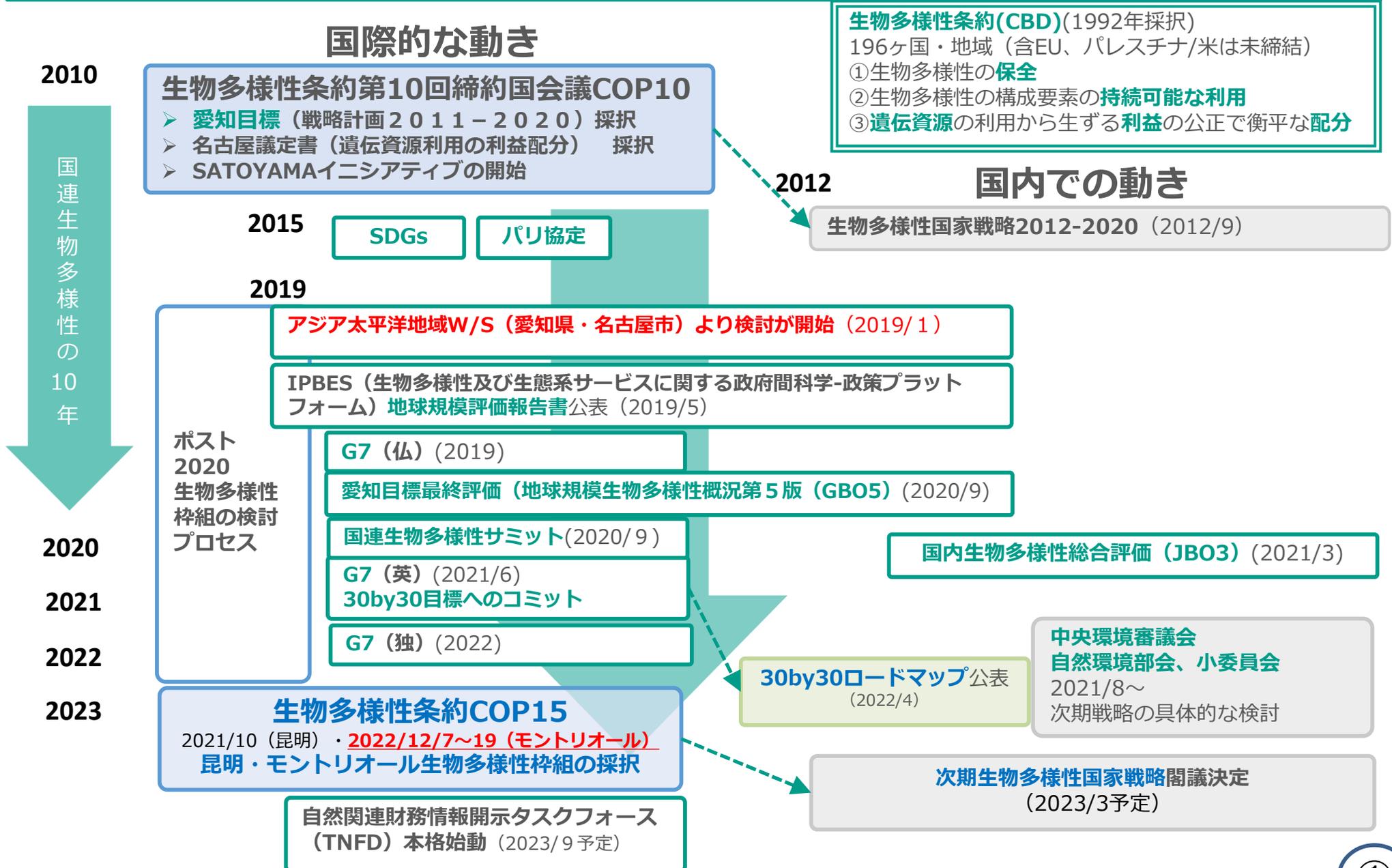


- 次期世界目標の検討は**地球規模での科学的な評価と政治的関与**により検討が進められている。
- 国内戦略を中央環境審議会で検討中。世界目標の決定を踏まえて**年度内に閣議決定を予定**。



会議結果のポイント

- 2022年12月7日～19日、カナダ（モントリオール）で開催。（議長国：中国）
- 2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。
- 資源動員については、2023年に地球環境ファシリティ（GEF）※の中に「グローバル生物多様性枠組基金」を設置することとなった。
- 遺伝資源に係る塩基配列情報（DSI）の利用に係る利益配分については、多数国間メカニズムを設置することと、その詳細は公開作業部会を設置してCOP16に向けて多数国間メカニズム以外の方策も含め検討することとなった。
- 西村環境大臣が政府代表団長として交渉に参加。閣僚級会合のナショナル・ステートメントにおいて、新枠組への我が国の立場について発信し、日本の貢献として、2023年から2025年にかけて1,170億円規模の生物多様性関連の途上国支援を行うことを新たに表明（プレッジ）した。
- また、15の国・国際機関等と会談、サイドイベントの主催等を通じ、交渉の進展に貢献した。
- 「生物多様性日本基金第二期」による途上国支援の実施開始、SATOYAMAイニシアティブの推進について表明した。

※生物多様性条約を含む5つの環境関連条約の資金メカニズムとして世界銀行（世銀）に設置されている信託基金

1. 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」にかかる決定の概要

2020年までの生物多様性世界目標である「愛知目標」の後継。主な要素は以下の通り。

- **保全に関する目標**：30by30目標、劣化した自然地域の30%の再生、外来種定着の半減等
- **ビジネス、主流化に関する目標**：ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進（特に大企業、多国籍企業については、国からの要請を通じて奨励すること）
- **自然を活用した解決策（NbS）に関する目標**：自然が持つ調整力を減災等に活用
- **レビューメカニズム**：COP16までに国家戦略を改定、COP17での進捗レビューの実施を含むモニタリングの枠組を決定

2. その他各議題の交渉結果概要

- **資源動員**：「資源動員戦略フェーズ I（2023-2024）」が採択された。締約国に対し、国家生物多様性財政計画又は同様の文書を策定、更新及び実施することが奨励された。新枠組の実施を2030年まであらゆるソースから支援する特別信託基金（「グローバル生物多様性枠組基金」）を、地球環境ファシリティ（GEF）の中に2023年に設立することとなった（GEFにおける別途の意思決定が前提）。
- **DSI(遺伝資源に係る塩基配列情報)**：DSIの利用による多数国間利益配分メカニズムを設置することと、その詳細は公開作業部会を設置してCOP16に向けて検討することを決定した。どのような場合に利益配分の対象となるか、DSIが由来する地理的情報を含む利益配分の考え方、能力構築、名古屋議定書との関係、多数国間利益配分メカニズム以外を含む政策オプション等、様々な選択肢を含めた今後の検討課題項目についても整理された。
- **能力構築・開発、科学技術協力**：能力構築・開発に関する長期戦略枠組が採択された。また、科学技術協力に関する地域サポートセンター及びその国際的な調整体（entity）による制度的メカニズムを設置することになった。
- **海洋及び沿岸の生物多様性**：北東大西洋地域の重要海域（EBSA）が特定（リストに記載）された。これにより、世界のほぼ全ての海域における338の重要海域の特定が完了した。その他、海洋・沿岸域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的な方針が合意された。
- **生物多様性と気候変動**：共通だが差異ある責任（CBDR）等を巡る先進国と途上国の激しい対立により、議論は収束しなかった。今後、科学的なデータを含めて科学技術助言補助機関（SBSTTA）において継続議論することとなった。
- **名古屋議定書及びカルタヘナ議定書**に関する議題については、各実施状況のモニタリングのための国別報告書の報告様式に関する決定等が行われた。

3. 西村明宏環境大臣の参加

- 閣僚級会合でのステートメントで、新枠組において、30by30目標や報告・見直しの仕組みを位置づける重要性について強調。
 - 以下の我が国による取組を発信した。
 - ①「生物多様性日本基金第二期」による途上国支援の実施開始
 - ②SATOYAMAイニシアティブの推進
 - ③自然を活用した解決策の推進 等
 - 国際支援として、2023年から2025年にかけて1,170億円を拠出表明
 - 15の国や国際機関等との会談を通じて交渉に積極的に貢献。
- ※ ドイツ・レムケ大臣からは、G7の札幌気候・エネルギー・環境大臣会合へのバトンを受け取った(写真)



閣僚級セッションで発言を行う西村環境大臣

4. 我が国の生物多様性保全の取組発信

- 「生物多様性日本基金第二期」(総額1,700万米ドル規模)の実施開始を宣言。
- SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム (COMDEKS) 第4期への支援を表明 (7億円規模)。加えて、経団連自然保護基金から新規に3億円の拠出表明。
- 名古屋議定書10周年イベントを共催し、国内の取り組みや途上国支援について発信。
- 開会式でのアジア太平洋地域ステートメントの中で、JBFへの歓迎が表明されるとともに、10月に日本が主催した資源動員ウェビナーの成果が引用された。



ドイツ・レムケ大臣とのバイ会談



生物多様性日本基金
第二期開始イベント

昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

A

- 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
- 人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
- 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護

B

- 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化

C

- 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献

D

- 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30 by 30目標）
- 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
- 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
- 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

- 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
- 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
- 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

- 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
- 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
- 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
- バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
- 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
- あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
- 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
- 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
- 先住民及び地域社会、女性及び女兒、こども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
- 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

原文

Ensure urgent management actions to halt human induced extinction of known threatened species and for the recovery and conservation of species, in particular threatened species, to significantly reduce extinction risk, as well as to maintain and restore the genetic diversity within and between populations of native, wild and domesticated species to maintain their adaptive potential, including through in situ and ex situ conservation and sustainable management practices, and effectively manage human-wildlife interactions to minimize human-wildlife conflict for coexistence.

仮訳

人間によって引き起こされる既知の絶滅危惧種の絶滅を阻止し、また絶滅リスクを大幅に減らすための種、特に絶滅危惧種を回復及び保全し、並びに適応能力の維持のために在来種、野生種及び家畜・栽培種の個体群内及び個体群間の遺伝的多様性を維持及び回復するために、生息域内及び生息域外保全や持続可能な管理の実践等を通じて緊急の管理行動を確保するとともに、共存に向けて人間と野生生物との軋轢を最小化するため人間と野生生物の相互作用を効果的に管理する。

原文

Ensure that the use, harvesting and trade of wild species is sustainable, safe and legal, preventing overexploitation, minimizing impacts on non-target species and ecosystems, and reducing the risk of pathogen spill-over, applying the ecosystem approach, while respecting and protecting customary sustainable use by indigenous peoples and local communities.

仮訳

先住民及び地域社会による慣習的な持続可能な利用を尊重及び保護しながら、エコシステムアプローチを適用して、野生種の利用、採取及び取引が、持続可能で、安全かつ合法的であることを確保することにより、乱獲を防止し、非対象種と生態系への影響を最小化し、病原体の異種間伝播のリスクを低減する。

原文

Eliminate, minimize, reduce and or mitigate the impacts of invasive alien species on biodiversity and ecosystem services by identifying and managing pathways of the introduction of alien species, preventing the introduction and establishment of priority invasive alien species, reducing the rates of introduction and establishment of other known or potential invasive alien species by at least 50 per cent, by 2030, eradicating or controlling invasive alien species especially in priority sites, such as islands.

仮訳

外来種の導入経路を特定及び管理し、対策優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着を防止し、他の既知又は潜在的な侵略的外来種の導入率及び定着率を2030年までに50%以上削減するとともに、特に島嶼などの重要度の高い場所における侵略的外来種の根絶又は管理によって、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減及び、又は緩和する。

原文

Ensure that the management and use of wild species are sustainable, thereby providing social, economic and environmental benefits for people, especially those in vulnerable situations and those most dependent on biodiversity, including through sustainable biodiversity-based activities, products and services that enhance biodiversity, and protecting and encouraging customary sustainable use by indigenous peoples and local communities.

仮訳

生物多様性を向上させる持続可能な生物多様性に基づく活動、製品及びサービスと、先住民及び地域社会による慣習的な持続可能な利用の保護と奨励等を通じて、野生種の管理及び利用が持続可能であることを確保することによって、人々、特に脆弱な状況にある人々及び生物多様性に最も依存している人々に社会的、経済的及び環境的な恩恵をもたらす。

次期生物多様性国家戦略案の概要

【位置づけ】 新たな世界目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」に対応し、**生物多様性・自然資本 (=地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹)**を守り活用するための戦略

【構成】

「**2030年ネイチャーポジティブ**」の実現に向けた5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標・行動目標、各目標の達成状況を測る指標を設定し、個別施策を各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

【ポイント】

- ✓ 生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への統合的対応、**新型コロナウイルス感染症のパンデミック**という危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調
- ✓ **30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、**生態系による恵み**を維持回復
- ✓ **自然資本を守り活かす社会経済活動**の推進

